

2020年 3月 3日

各 位

フタバ産業株式会社

当社における労働災害の不適切処理について

このたび、当社田原工場において発生しました労働災害について、労働者死傷病報告書の提出遅れ（労働安全衛生法第100条第1項および労働安全規則第97条1項等の違反）により、当社および当社従業員2人、派遣会社が名古屋地方検察庁に書類送検されましたので、下記の通りご説明いたします。

1. 経緯

当社田原工場で働いていた派遣社員が、2019年10月、豊橋労働基準監督署（以下、「同労働基準監督署」といいます）に相談したことにより、同労働基準監督署から調査を受け、社内での聞き取り調査を実施したところ、労働災害申請手続きを行なっていなかった事実を確認いたしました。当社は同労働基準監督署による聞き取り調査や関係資料の提出など、調査に全面協力いたしました。

2. 労働災害の概要

2019年4月2日、派遣社員が作業中に転倒し、肩のけがにより病院を受診しました。しかし、その後痛みが引かず、別の病院で再検査したところ手術が必要となり長期間の休業となりました。

3. 報告を怠った原因

原因1. 当社では、社内における災害発生時には、怪我の軽重を問わず所管部署への報告を義務付けておりますが、軽傷であれば報告をしなくて良いという誤った認識のもと、同報告が正常になされなかったことが主な原因と考えております。

原因2. その後、派遣社員が軽傷ではなく長期間休業することが判明しましたが、同時点では、原因1.により既に報告義務を怠っている状態になってしまっており、適切な報告がなされず、同労働基準監督署による調査まで発覚が遅れました。

4. 当社の対応および再発防止策

当社では、本事実の発覚後、直ちに社外専門家を含む特別調査チームによる全容解明調査を実施し、被災者への謝罪と労働災害の申請手続きを行いました。

関係社員についても、企業秩序を回復し再発を防止するため、社内規則に則り厳正な処分を行いました。

また、全従業員を対象にした安全衛生教育等の対策を2020年2月末までに実施いたしました。今後、このような事案が二度と発生しないよう、社内手続きおよび法令遵守の徹底と再発防止に取り組んでまいります。

以上